

財務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件の内容

- ・ 対象者  
造幣局：理事1人及び監事1人（計2人）
- ・ 業績勘案率（案）：いずれも1.0

2 業績勘案率の決定方法（別紙1）

- ・ 「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方（平成16年8月26日財務省独立行政法人評価委員会決定）」（以下、「基本的考え方」という。）等に基づくものであり、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の方針に沿ったもの（別紙2及び下表）。
- ・ 具体的には、法人の業務の実績に関する評価に基づき業績勘案率を算定することとしており、当該評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員はその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮することとしている。また、当該評価の内容等を考慮した結果、算定した業績勘案率を変更する必要があると認められた場合には変更することができるものとしている。
- ・ 上記2人の退職役員に係る業績勘案率（案）についても、財務省独立行政法人評価委員会の関係分科会において、この方式により検討・審議し、（案）を「1.0」として決定した。

3 当委員会の意見案

当該業績勘案率（案）は、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）に沿った方法により決定しており、妥当なものとして認められることから、「意見なし」といたしたい。

（補足説明）別紙2の「基本的考え方」の主な内容は、次のとおり

独法評価分科会の方針	「基本的考え方」における決定方法
2① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	中期目標評価、事業年度評価に基づく業績勘案率を0.0から2.0の間で算定し、評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員はその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮（2－（3））
2② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	合理的な理由があるときは、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定（2－（2）なお書き）
2⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとする（1）

(別紙1)

## 財務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率(案)
			(参考) 在任期間	各事業年度の基準値 (業績勘案率)を、 その在職月数に応じて 加重平均した値	各事業年度評価の 全体評価、役員の業績 への関与の度合い等 を勘案した変更 (注)	
造幣局	理事	H16.1.1~H19.3.31	H15.4.1~	1.2	1.0	1.0
	監事	H16.1.1~H19.3.31	H15.4.1~	1.0	1.0	1.0

(注) 「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」(平成16年8月26日財務省独立行政法人評価委員会)、「財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針」(平成14年6月10日財務省独立行政法人評価委員会決定)等に基づき、各法人の各事業年度評価の結果を基に業績勘案率を算定している。

### ○ 造幣局

造幣局では、上記の「基本的考え方」等に基づき業績勘案率を算定した結果、理事の業績勘案率が「1.2」となったが、①平成17年度事業年度評価の全体評価が、「順調に業務運営がなされており、中期計画3年目にして、中期目標の達成が十分見込める状況になってきた」に留まること、②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、公務員等の総人件費改革について更に推進していくことが示されていることの趣旨等に鑑み、総合的に勘案した結果、理事の業績勘案率を「1.0」に変更している。

また、監事については、上記の「基本的考え方」等に基づき、算定した結果、業績勘案率は「1.0」となっている。

## 財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方

平成16年8月26日  
財務省独立行政法人評価委員会

独立行政法人の役員の退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」により、退職金の支給率に各府省の独立行政法人評価委員会が業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう各独立行政法人に要請されたところであり、これに基づき財務省所管の独立行政法人（以下「法人」という。）においても、退職手当の支給の基準が変更されたところである。これを踏まえ、財務省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、今後決定することとされている役員退職金に係る業績勘案率の算定についての基本的考え方を次のとおり整理する。

評価委員会は、この基本的考え方を基に各法人ごとの「法人の評価の基準」を踏まえて、「法人の業績勘案率算定の考え方」を整理し、これに基づき業績勘案率を算定するものとする。

## 1 業績勘案率の算定の考え方

役員退職金に係る業績勘案率の算定に当たっては、退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針（平成14年6月10日独立行政法人評価委員会決定。以下「独法評価基本方針」という。）」に基づき行った法人の業務の実績に関する評価により業績勘案率を算定するものとする。

## 2 業績勘案率の算定方法

### (1) 評価委員会による業績勘案率の手続き

評価委員会は、独立行政法人の求めに応じて、役員退職金に係る業績勘案率の算定を行うものとする。

### (2) 業績勘案率の算定の期間に関する基準

役員退職金に係る業績勘案率は、役員が中期目標期間を通じて在職した場合は独法評価基本方針における「中期目標評価」に基づく中期目標期間の業績勘案率を、中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は独法評価基本方針における「事業年度評価」に基づく各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均する。なお、役員が退職した日の属する事業年度に係る事業年度評価がされていない場合で合理的な理由があるときは、当該年度については、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定するものとする。

### (3) 業績勘案率の算定の基準

中期目標評価に基づく中期目標期間の業績勘案率及び事業年度評価に基づく各事業年度の業績勘案率は、別紙の基準に基づき0.0から2.0の間で算定するものとする。

中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員のその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮するものとする。

		業績勘案率	中期目標評価に基づく中期目標期間の評価結果の基準
官房長官へ報告 が厳格に検討	総務省評価委員会	2.0 1.5超	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく高い結果となっている場合 〔原則として、在職期間のいずれかの年度において目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充て得る積立金）が積み立てられていることが必要〕 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の著しく高い実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価の大半が「中期目標を十分に達成した」であり、かつ、著しく高い結果となっている場合。〕
		1.5 1.0超	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が中期目標以上の実績となっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価が概ね「中期目標を十分に達成した」である場合〕
★		1.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が概ね中期目標どおりの実績となっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標どおりの実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目の評価が概ね「中期目標をおおむね達成した」である場合〕
		1.0未満 0.5	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標が達成されなかった場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標を達成していないことを示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価が概ね「中期目標を達成していないが、進展はあった」である場合〕
官房長官へ報告		0.5未満 0.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく低い結果になっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以下の著しく低い実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価の大半が「中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である」である場合〕

- 注) 1 各事業年度の業績勘案率については、事業年度評価に基づく各事業年度の評価結果における全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、上の表と同様の考え方により定めることとする。
- 2 項目別評価においては、当該役員の職責にかかる項目を適切にウエイト付けして勘案するものとする。
- 3 業績勘案率が1.0を超える場合は、総務省独法評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うこととしている。

(案)

政 委 第 号  
平成 19 年 月 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村 洋彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大橋 洋治

「独立行政法人造幣局の役員退職金に係る  
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「独立行政法人造幣局の役員退職金に係る業績勘案率 (案) について」(平成19年4月20日付け) をもって貴委員会より通知のありました業績勘案率 (案) については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定) に沿っているものであり、特に意見はありません。